

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和6年7月4日（木）定例会閉会后 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）津 田 幸 一  
岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 中 田 利 幸 錦 織 陽 子  
松 田 真 哉 渡 辺 穰 爾

### 欠席委員（0名）

### 議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

### 説明のため出席した者

【総務部】下関部長

〔秘書広報課〕小梅川シティプロモーション推進室長

〔財政課〕金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 戸崎係長

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本議事調査担当係長

### 傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 大下議員 門脇議員 塚田議員 徳田議員  
西野議員 又野議員 森田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員  
報道関係者0人 一般0人

### 協議事件

- 1 9月定例会の日程（案）について
- 2 委員会のインターネット録画配信について
- 3 委員派遣（行政視察）について
- 4 その他

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

### 午後3時30分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件1、9月定例会の日程（案）についてを議題といたします。資料1を御覧ください。

これについては、持ち帰り案件となっておりますが、委員の皆様、この日程案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、9月定例会につきましては、この日程のとおりとさせていただきます。

ここで執行部は退席ください。

〔執行部退席〕

○戸田委員長 次に、協議事件2、委員会のインターネット録画配信についてを議題とい

たします。

これについては、従前はD X推進チームを設置し、そこで議論を行った後、議会運営委員会に報告し、承認を得るという形を取っておりましたが、今後は議会運営委員会で直接議論を行うという形にしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、資料2を御覧ください。

これは、旧議会運営委員会からの引継ぎ事項であり、システムの設置に当たり決定が必要な事項をまとめさせていただいたものでございます。

事務局の説明を求めます。

森井担当局長補佐。

**○森井担当局長補佐** 私のほうから、委員会のインターネット録画配信におけるシステムの設置に当たり決定が必要な事項ということで御説明させていただきます。

米子市議会委員会室映像・音響システム設置業務については、委員会のインターネット録画配信の9月の実施に向け、5月30日に入札を行い、業者が決定しております。設置工事は、6月定例会閉会後の7月5日から8月2日までの工期で行われる予定になっております。

そこで、システムの設置に当たり決定が必要な事項として4項目を挙げております。

1つ目は、配信方法です。これは、録画配信に当たり、事務局職員が自ら動画を編集し、ユーチューブにアップするか、業者委託をするかを定めるものです。

D X推進チームの意見としては、業者委託のほうが検索機能や表示など探しやすい。ユーチューブは視聴したいものが探しにくい。管理が難しそう。映像とは関係のない広告が入る。職員の負担軽減になるなど理由で、業者委託がよいとの意見が多数を占めました。

また、情報政策課との協議では、不慣れな職員が編集をする場合、編集やユーチューブにアップするための時間が増加することで職員の負担が増すため、業者委託がよいとの意見でありました。

2つ目は、配信画面です。一つの例として、埼玉県上尾市議会の例を挙げさせていただきますが、画面を上下に分割し、上側を委員側全体、下側を執行部全体として、カメラを固定して映す方法とするものです。

D X推進チーム及び情報政策課の意見としては、埼玉県上尾市議会の例でよいとのことでした。

3つ目は、配信日です。職員が動画を編集する場合、委員会終了後7日間程度の期間が必要であり、業者に委託した場合、5日間程度の期間が必要であります。本会議の動画編集もおおむね5日後としています。

D X推進チームの意見としては、2、3日後がよいということでしたが、業者に確認したところ、映像の業者の編集、事務局の動画編集確認を経ると、5日間程度の期間が必要であるとのことでした。また、情報政策課の意見としても、おおむね5日間程度の期間が必要ではないかとのことでした。

4つ目は、配信期間です。米子市議会の本会議は5年間視聴できます。また、鳥取県議会の委員会のインターネット録画配信は、会議録をホームページに掲載するまでの間としています。

D X推進チーム及び情報政策課の意見としては、本会議と同様に5年間でよいとのことでした。

以上が、システムの設置に当たり決定が必要な事項となります。

次に、今回の録画配信の協議とは別に、今後協議していただきたい事項として、2番に掲載しておりますとおり6項目を挙げております。

磁気ループ補聴システムの設置など難聴者の傍聴への配慮、それから配信動画への字幕対応、3番目に委員、答弁者の席札設置など発言者が分かるような対応、4番目として、委員会の議題ごとに見やすくなるような表示をということ。それから、5番目に議会ホームページの委員会配信動画のページ表示を見やすく工夫をということでございます。

これらについては、今後必要に応じて協議させていただきたいと思います。

また、6番につきましては、旧議会運営委員会において、当時の委員から「運用ルール、基準などを作成して運用開始していただきたい」との要望がありましたので、後ほど、資料3において説明させていただきます。

次に、3番、今後のスケジュールについてでございますが、委員会室における映像・音響システムの設置については、先ほど申しましたとおり定例会閉会後の7月5日から8月2日までの工期で行われる予定でございます。その間、実際に設置が行われるのが、7月11日・12日の両日でありまして、残りの期間は機器の調整等を行う予定でございます。また、7月18日から22日までの間は、閉会中の委員会が開催される予定でありまして、新システムのマイク等は設置済みではありますが、使用せずに開催いたします。

なお、録画映像配信を業務委託することとなった場合は、定例会閉会後に入札準備を進め、8月に入札・業者打合せを行い、9月から運用開始する予定でございます。

以上で説明を終わります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めたいと思います。

松田委員。

**○松田委員** 1番の配信方法のところなんですけれども、1つ目のところが業者に委託し、業者所有のサーバーにアップするということなんですけど、うちの会派のほうから提案というか、こういうことができないかなというのが、業者に委託をして、業者所有のサーバーではなくて、ユーチューブにアップする形のほうが、画面あとはコストのほうも下がるのではないかとということで、配信画面が上下分割になると、今のサーバー方式だと、画像が見にくくなるのではないかと、ユーチューブのほうがクリアなんじゃないかということで、こういう形の提案というか、検討もしていただけないかなという意見がありました。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 1、2、3と事務局のほうで取りまとめいただきまして、ありがとうございます。

まず、1のシステム設置に当たり決定が必要な事項ということで、4項目ございましたが、こちらのほうはD X推進チームから意見が上がっておりまして、情報政策課さんとも協議をされたということで、おおむねチームからの意見でよいのではないかなと考えております。

今後についてなんですが、2番のところ、いろいろと出していただきまして、今後

については、チームで出た今後協議が必要ではないかというような事項でしたので、先ほど委員長からお話がありましたとおり、今後議運のほうでこういった形で、インターネット録画配信について、どういった形が市民の皆さんにとってよりよい形になるのかというのは、主に6項目ですけど、協議いただければなと思います。

3番目、今後のスケジュール案を事務局から出していただいておりますが、私といたしましてはこちらの案でよいのではないかなと思いますので、これに沿って進めていただけたらなと思います。以上です。

**○戸田委員長** はい、ありがとうございます。ほかにございますか。

先ほどの松田委員さんの対応は…。

森井担当局長補佐。

**○森井担当局長補佐** ちょっと業者のほうに確認してみないと分かりません。費用についても、できるかどうかということについても。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど松田委員から御提案いただきましたユーチューブのほうに動画をアップしたらどうかというお話なんですけど、これのほうもDX推進チームのほうで結構協議をいたしまして、事務局の報告にもあるんですけど、当初はユーチューブのほうがいいんじゃないかというような意見がチームでも多かったんですけど、実際いろんな議会さんのユーチューブ上げられた動画を見た場合、ここにも報告があったと思うんですけど、2番のほうですね、大きい2番の(4)にもあったんですけど、委員会の議題ごとに見やすくなるような表示の工夫ということで、現状のユーチューブだとこれがなかなか難しいんじゃないかというようなことで、ホームページで業者さんを経由してもらったほうがいいんじゃないかというような意見が一つと、あともう一つ、事務局からの報告でもあったんですけど、どうしてもユーチューブだと広告が入ってきますので、テレビCMのように広告が入ってきますので、議会の委員会の録画配信という形ではやらせていただくんですけど、どうしても動画広告が違った、議会とは少し違ったテーマのものが出てきたりとか、いろいろなことが考えられますので、そういったところを考えますと、業者さんに委託をしたほうがきれいに視聴していただけるんじゃないかなというような意見がございましたので、できればチームのほうで出た意見で議運の皆さんに御賛同いただけますと幸いです。

**○戸田委員長** よろしいですか。

森井担当局長補佐。

**○森井担当局長補佐** ちょっと奥岩委員に補足させていただきますが、ユーチューブですと、運営側の判断による動画削除というのがあります。それから、悪意をもって編集される可能性が、どこかの市長さんの場合、あると思うんですけど、悪意をもって編集される可能性があるということで、ちょっとデメリットとして挙げさせていただきたいと思います。

**○戸田委員長** 分かりました。ほかに御意見ありませんか。

松田委員。

**○松田委員** 広告の件とか、切り抜きがあるとのことなんで、コスト的にちょっと下がるかなというところもあったんですけど、イメージとしては、…（聞き取れず）…の画面がそこに出てくる。検討された上でなかなか難しいということで…。

**○戸田委員長** 情報政策課にも相談してますしね。

よろしいでしょうか。ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、今ありましたように、委員会のインターネット録画配信については、この内容で進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** あと協議事項については、今後また皆さん方と持ち帰っていただいて協議するというような段取りでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** ありがとうございます。それでは、ほかに質疑、御意見はないようですので、最終案のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料3を御覧ください。これは、米子市議会インターネット議会中継運用規程（案）でございます。

事務局の説明を求めます。

森井担当局長補佐。

**○森井担当局長補佐** 私のほうから、米子市議会インターネット議会中継運用規程（案）について、御説明させていただきます。

この運用規定案は、旧議会運営委員会において、当時の委員さんから「運用ルール、基準などを作成して運用開始していただきたい」との要望がありましたので、他市議会を参考に事務局案として作成してみました。

本規程案は、趣旨、配信内容及び配信時間、配信方法、映像の種類、映像の取扱い、録画映像の一部削除、配信時期及び配信期間、著作権、映像の転載等の禁止、免責事項、委任など、がちがちに縛ると運用がしにくくなるとの意見もありましたことから、必要最低限の内容を記載しております。また、本規定案は、既に先行して実施しております本会議と、これから実施する予定の委員会のインターネット中継を合わせたものとしております。

本日又は後日いただいた意見を基に修正し、また法務担当とも協議し、後日成案を御提示させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 1点だけ確認ですけど、第6条の関係がありますが、地方自治法第129条とか、米子市議会会議規則の部分で。米子市議会会議規則の部分というのは、本人から議長に対して、発言の取消しを、これは当日するだったかな、当日かなんかに言うっていう規定なので、自治法の129条というのは、非常に分かりにくくて、法律又は会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員に対しては発言を止める、そして会議が終わるまで発言禁止とか、そういうもっと悪けりゃ、退去させるという、そういう条文だがんね。というのは、さっきのインターネットでも、要するに編集をすると、それは規則とか法律に基づいていると思うんだけど、この自治法の129条の具体的にどういう行為、その他議場の秩序を乱す議員というのは。自治法の129条、具体的に。

**○戸田委員長** 森井担当局長補佐。

**○森井担当局長補佐** 今、渡辺委員が言われたように、議場の秩序を乱すような行為があった場合に、2項でも議長が必要と認めるときには、削除することができるというのがあ

りますんで…。そういうことを想定して、削除の協議をさせていただきたいと。

**○戸田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 具体的に示さんと、委員長としては難しいよ、運営がね。それでもう一つ言うと、さっきも言われたけども、編集されて、何回でも流れることがある、結構視聴者が多いんだよね。そこら辺を考えると、気をつけていかないけんこともあると思う。特に、この自治法と規則では発言ということだけを…。そうすると、発言に対して、削除をせないような言葉とか、言ってはならんことというのを徹底するのかということからいうと、この自治法のでいくと、何か秩序を乱したら、しゃべるのをやめてっていうような、条文になっているけど、そこら辺も含めて、この規則のは一番分かりにくいのはそこだと思う。この6条だと思う。でも、分かりにくいけど、一番委員長としては委員会の運営上は理解しておかないけん。自治法だったかな、規則かな、その日のうちについていうのがついでとどしょ、どっちだったかな。だけん、議会が終わってしまったら、削除も何もできないよね、当日。これは両方、片方についていない、その日のうちについていうのは。だから、どういう流れなのか、その日のうちに本人が言うのか、議長が職権で削除するのかわっているのを、逐条解説までつくらんだろうけん、こういうボリュームの場合は。それちょっと教えといってもらわないけんけん、森井君に要望しておきます。さっき言った件で、法律の関係のと相談して…。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、質疑、御意見はないようですが、先ほど渡辺委員さんありましたように修正案等ありましたら、7月31日（水）正午までに事務局まで提出いただきたいと思います。成案は後日提示させていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件3、委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否について協議をいたします。

委員の皆様、御意見がありますでしょうか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今回、委員会のインターネット動画の録画配信もありますし、前回の議運の際に、本来であればタブレットを導入して、こういった形で議会機能を高めようかというような視察をしようというお話もございましたので、可能であれば、させていただけたらなと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、行政視察につきましては、実施するということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** では、実施することといたします。

次に、実施の時期について協議いたしたいと思います。7、8月につきましては、既に公務や会派視察、また9月定例会も始まることもありまして、日程調整が難しい状況となっておりますので、10月か11月に実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** よろしいですか。

事務局と協議しておりますのは、視察の実施時期が案ですけれども、10月28日から11月1日の2泊3日、11月5日から11月8日の2泊3日というようなスケジュールを調整しておりますが…。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 恐らく常任委員会の視察の日程と重なっているような気がしますので、多分皆さん全員がスケジュールが合うというのが難しい気がしますので、一旦持ち帰りで調整させていただけらと思います。

**○戸田委員長** 一旦持ち帰りという御意見がありますが、そのような形でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、また日程調整をさせてやっていただきたいと思います。

今の実施日につきましては、8月27日の委員会で決定したいと思います。

視察先及び調査項目についてですが、8月27日の委員会であわせて協議したいと思いますので、希望の調査項目等を8月9日正午までに事務局まで提出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

**午後3時50分 休憩**

**午後3時51分 再開**

**○戸田委員長** 議会運営委員会を再開いたします。

次に、協議事件4、その他でございますが、広報広聴委員会の委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から1人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

これにつきましては、さきの当委員会において1人の委員を選出しておりましたが、委員の辞任に伴い、欠員となっております。

それでは、選出の方法でございますが、委員長の指名とさせていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、広報広聴委員会の委員に錦織委員を選出いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田事務局長〕

**○戸田委員長** 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

**○戸田委員長** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 5 2 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長      戸   田   隆   次